

令和3年7月20日

保護者の皆様

鹿児島純心女子中学校・高等学校
校長 久松 久美子

新型コロナウイルス感染症に関する対応について（お知らせ）

盛夏の候、保護者の皆様にはますます御健勝のことと存じます。

皆様には、これまで新型コロナウイルス感染拡大防止のための御理解・御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、現在も新型コロナウイルス感染（変異株の増加）が依然として懸念される状態が続いておりますが、社会全体としては感染拡大予防と経済活動とのバランスに苦慮しながらも、通常に近い生活を取り戻すことを目指している状況にあります。本校でも生徒の健康と安心安全第一を念頭に新型コロナウイルス感染予防に万全を期しつつ、学習活動や学校行事、及び部活動の対外試合等に対応しているところです。

つきましては、現在の社会的状況を鑑み、出席停止等の取り扱いを下記のとおりに対応しておりますので、お知らせいたします。今後も刻々と変わる状況に柔軟かつ的確に対応していく所存でございますので、保護者の皆様には御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 (1)～(3)の場合は、「出席停止」の扱いとなります。

(1) 風邪等の症状がみられる場合

→医師の診断を受け、登校許可が出るまで自宅での休養をお願いします。

(2) 倦怠感、咳、息苦しさ、味覚・嗅覚の異常などの症状がある場合

→医師の診断を受け、登校の許可が出るまで自宅での休養をお願いします。

(3) 通学にあたって、JRなどの公共交通機関を利用しており、保護者の判断で時差通学を考えたい場合→遠慮なく担任へご相談ください。

2 「出席停止の規定」（以下の場合は担任を通じて必ず学校に御連絡ください。）

	体調・症状等	出席停止期間
1	同居している家族等が新型コロナウイルス感染者の発生した勤務先や通学先に通っており、濃厚接触者としてPCR検査を受ける場合	家族のPCR検査の結果が陰性と判明するまで
2	本人が新型コロナウイルス感染者（同居している家族や比較的接触が多い親戚や友人・知人）と濃厚接触した場合	本人のPCR検査が陰性の場合も、医師が感染の恐れがないと認めるまで
3	本人のPCR検査の結果が陽性と判明した場合	医師から登校許可が出るまで

3 生徒の県外受験者および県外移動者（部活動等）の対応について

不要不急の県外移動は慎むことが大原則です。しかしながら、県外への移動が必要な場合もありますので、その場合は学校の届けを提出したうえで、次のことを遵守してください。

- (1) 旅行期間中も感染防止のための従来から行っている最大限の努力を継続する。
ア マスクを着用 イ 三密を避ける ウ 消毒，手洗い・うがい・洗顔の励行
エ 旅行期間は必要最低限度の日数とする。
オ 移動する前に感染者接触アプリ（cocoa）をインストールしましょう（努力事項）
- (2) 感染者と接触が確認された場合等は前項の「2 「出席停止の規定」」に従い，必要日数分の出席停止となります。
- (3) 帰鹿後最低7日間は，次に示された流れに従い，毎日の体調を確認します。最終日には担任に提出し，その後は学校が保管します。

<1日の流れ>

①生徒は自宅検温し，保護者が確認する→②学校（保健室）で検温し確認印をもらう→③担任に提出する→④担任は確認印を押し，生徒に返却する

4 職員の県外移動者の対応について

- (1)～(2)は前項「3 生徒の県外受験者および県外移動者（部活動等）の対応について」と同じ。

- (3) 帰鹿後最低7日間は，次に示された流れに従い，毎日の体調を確認します。

県外に移動した職員は毎朝検温を実施し，

「① 体温，②風邪の症状の有無，③その他気になる体調の変化」

を1週間は毎朝教頭に提出する。

5 御家族への協力をお願い

- (1) お子様がやむを得ない状況で県外に旅行した場合は，前項「3 生徒の県外受験者および県外移動者（部活動等）の対応について」と同様の対応をお願いします。
- (2) 御家族がお仕事等の関係で県外に移動される場合は，各家庭でも上記「3 生徒の県外受験者および県外移動者（部活動等）の対応について」，「4 職員の県外移動者の対応について」に準ずるような対応をしていただきますようお願いいたします。